

学校いじめ防止基本方針概要

三島町立三島小学校

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こりうるものである。嫌がらせやいじわる等の暴力を伴わないいじめは、多くの児童が被害も加害も経験する可能性がある。暴力を伴わないいじめであっても、「生命心身財産重大事態」や「不登校重大事態」に発展する可能性がある。また、学級や課外活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）から起こることもあり、「観衆」としてはやしたてたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い「いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり」が形成されるようにすることが必要である。「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、警察に相談したり、通報したりすることが必要なものが含まれる。

これらについては、教育的な配慮や被害者（保護者も含む）の意向を考慮しつつも、速やかに警察と連携した対応を取ることが必要である。

特に配慮が必要な児童として以下の例が考えられ、特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行わなければならない。

ア 発達障害を含む、障害のある児童

イ 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなど外国につながる児童

ウ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童

エ 東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童

オ **新型コロナウイルス感染症等の感染者等や医療機関従事者等の社会機能の維持にあたる家族をもつ児童**

2 いじめ防止等の対策のための組織

「学校基本方針」に決められたことを実行に移す際の中核として、次の組織を設ける。

① 名称 「いじめ防止対策委員会」

② 構成員 校長、教頭、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭

③ 組織の役割

○ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・評価・改善
(学校のいじめ防止等の取組について **PDCA サイクル**で検証を行う。)

○ **いじめの相談・通報の窓口**

○ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有、分析

○ いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係する児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対処方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

○ 未然防止等、教職員の資質・能力向上ための校内研修

3 いじめの未然防止のための取組

○ 「いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり」・・・ **学校全体で取り組む課題**

・規律ある生活習慣 ・確かな学習理解 ・自己有用感の形成

★ きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身に付け、認められているという実感をもった子どもを育てる。

- (1) 教職員の意識高揚 どの児童にも起こりうる。いじめをしない、させない、見逃さない。(道徳教育 学級づくり)
- (2) 授業の充実 わかる授業 すべての児童が参加する、活躍する授業
- (3) 特別の教科「道徳」や特別活動での指導 いじめはいけない、思いやりの育成
- (4) 休み時間の確認 一人ひとりを見る。 **管理職や養護教諭による見守り**
小さなサインを見逃さない。
- (5) 情報モラルの指導 インターネット、特に SNS を介しての誹謗中傷を許さない。

4 いじめの早期発見のための取組

- (1) 会議での情報共有 (全職員で全児童を観る。) 気になる児童や気付いたことを全職員で発表し合う。対応が必要な場合には、対応の協議をする。
 - (2) **毎日行うタブレットを使った「心の健康観察」**
 - (3) アンケートの実施 児童への教育相談アンケート、学校評価アンケート、等
 - (4) Q Uテストの実施と分析(※)
 - (5) 定期的な教育相談 学期1回 (その他にチャンス相談や臨時の教育相談)
 - (6) 保護者・地域との連携 情報収集 (日頃からの連絡 家庭訪問 個別懇談)
- ※ Q Uとは、『楽しい学校生活を送るためのアンケート』です。

〈Q Uテストの質問項目の例〉

クラスの人にいやなことをいわれる (される) ことがありますか
クラスの人に乱暴なことをされることがありますか
学校に行きたくないことがありますか
学校で一人ぼっちでいることがありますか
遊びの仲間に入れてもらえないことがありますか
クラスの人たちから無視されるようなことはありますか

これらの質問で気になる答えをしている児童からの聞き取りをする。→ 管理職への報告

- (7) **管理職や養護教諭、用務員による校内巡視の際、掲示物やトイレ、ごみ箱等を確認する。**
- (8) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用

5 いじめに対する措置 (発見された場合の対応)

～「いじめ防止対策委員会」に報告して組織で対応する。

- (1) いじめの事実確認 (聞き取り、アンケート調査等)
 - (2) 会議での情報共有 対応策の検討
 - (3) 加害児童への指導 被害児童・保護者の援助 関係者への指導・援助 関係機関との連携
 - (4) 経過観察・継続指導
- ※ **重大事態発生時には、教育委員会に報告し、速やかに調査組織を発足し、対応する。**

6 年間計画（「学校いじめ防止プログラム」及びPDCAサイクルでの検証）

月	具体的な活動（生徒指導、教育相談・実態調査、いじめ防止研修、いじめ防止のための会議等）	評価計画
4	○家庭訪問（希望保護者） ○生徒指導協議会 ・いじめ防止対策会議（学校いじめ防止基本方針について） （未然防止と早期発見） ○全校集会や学級指導でいじめ防止指導	計画・目標の作成と提示
5	○情報モラル指導（学級指導） ○全校集会や学級指導で人権教育 ○特別の教科「道徳」での指導	
6	○Q-Uテスト 児童生徒 ○生徒指導協議会 ○教育相談 ○特別の教科「道徳」での指導	
7	○第1回学校評価 児童・保護者 ○インターネット上のいじめについて（保護者懇談会） ○個別懇談会（保護者）	1学期の評価
8	○特別の教科「道徳」での指導	
9	○生徒指導協議会 ○学校生活アンケート	
10	○全校集会や学級指導で人権教育 ○特別の教科「道徳」での指導	
11	○Q-Uテスト 児童生徒 ○生徒指導協議会 ○教育相談	
12	○特別の教科「道徳」での指導 ○第2回学校評価 児童・保護者 ○生徒指導委員会 ・いじめ防止対策会議（3学期の取組）	2学期の評価
1	○特別の教科「道徳」での指導 ○第3回教育相談 ○生徒指導協議会	
2	○特別の教科「道徳」での指導 ○教育相談 ○生徒指導協議会	
3	○生徒指導委員会 ・いじめ対策の評価と次年度計画策定	年間評価・報告

7 評価と改善

- ① 学校評価の時期に、いじめ防止の取組についての評価を行う（職員、児童生徒、保護者、学校関係者によるアンケートをもとに、いじめ防止対策委員会で協議する。）
- ② 評価結果を踏まえ、年度末に次年度の改善案を検討する。

8 現在の子どもたちの様子

- 全員が元気に登校している。
- 上学年が下の学年の面倒をよく見ている。
- 笑顔で元気なあいさつができています。
- 友達に優しい言葉かけをする児童が多い。
- 感情をコントロールできず、言葉や態度が乱暴になってしまう児童が見られる。
- 自分の意見を尊重しすぎて、折り合いを付けられない児童が見られる。